



2019 年 6 月 6 日

各 位

会社名 イハラサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 雅司
所在地 東京都港区高輪 3-11-3
(コード番号 5999)
問合せ先 取締役執行役員経営統轄室長
中川路 豊
(03) 6721-6988

公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団

議決権行使の方針に関するお知らせ

当社は、2019 年 5 月 10 日開催の取締役会において、2019 年 6 月 21 日開催予定の当社定時株主総会における承認を条件として、公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団（以下「本財団」といいます）の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

本自己株式の処分により本財団は当社株式を取得しますが、議決権の行使においては、本財団の活動原資となる配当を安定的に確保する観点より、別紙の「議決権行使の方針」に従って議決権を行使いたします。

(別紙)

議決権行使の方針

1. 議決権行使における基本方針

公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団の活動原資となる配当を安定して確保するために、議案の賛否を主体的に判断し、議決権を行使します。

2. 議案判定の基本的な考え方

(1) 取締役の選任

取締役の選任については、会社の業績や株主還元、対象となる者の経歴、資質、職務の執行実績等を勘案して、以下の観点から総合的に判断します。問題があると考えられる場合は、原則として反対します。

- ・継続して業績が不振な状況が続いていないか。
 - ・継続して株主還元が低い状況が続いていないか。
 - ・取締役会を構成する人員は、適切かつ迅速な意思決定を行なう上で適正な人員規模であるか。
 - ・法令違反または反社会的行為等が発生した場合に、再発防止策の策定や責任の明確化等の対応が適切になされているか。
 - ・候補者が社外取締役である場合、独立性が確保されているか。
- また、取締役会への出席率は十分であるか。

(2) 監査等委員である取締役の選任

監査等委員である取締役の選任については、対象となる者の経歴、資質、職務の執行実績等を勘案して、以下の観点から総合的に判断します。問題があると考えられる場合は、原則として反対します。

- ・法令違反または反社会的行為等が発生した場合に、再発防止策の策定や責任の明確化等の対応が適切になされているか。
 - ・候補者が社外取締役である場合、独立性が確保されているか。
- また、取締役会および監査等委員会への出席率は十分であるか。

(3) 剰余金の処分

株主への還元実績、財務の状況、今後の投資計画や経営戦略等により総合的に判断します。株主還元が不十分であると判断する場合、あるいは株主価値を毀損する過剰な配当と判断される場合は、原則として反対します。

(4) 役員報酬

役員報酬額の改定、役員賞与の支給、ストックオプションの付与に関する議案については、業績とのバランス、インセンティブとしての効果等を勘案して、以下の観点から総合的に判断します。問題があると考える場合は、原則として反対します。

- ・役員報酬額の改定においては、合理的な理由が存在するか。
- ・業績や株主還元の状況に対して、役員賞与の支給金額が過大でないか。
- ・ストックオプションの付与により株式価値が大幅に希薄化しないか。

(5) 企業の事業内容・財務戦略の変更

定款変更、合併、事業譲渡・譲受、株式発行、自社株取得、その他資本政策に関する議案については、適切な経営計画および財務戦略に基づくものであると判断できない場合は、原則として反対します。

(6) 買収防衛策の導入

導入の必要性、有効期間、発動時の意思決定等を勘案し、株主共同の利益や企業価値の増大に寄与すると判断できない場合は、原則として反対します。実際に買収が見込まれる場合における導入については、個別に判断します。

(7) 株主提案による議案

株主共同の利益や企業価値の増大に寄与するものであるかを勘案し、総合的に判断します。株主共同の利益に反する恐れのある提案や企業価値向上に寄与しないと考えられる提案は、原則として反対します。

以 上